

萩原コロナ本人訴訟 第1回 口頭弁論開催される！

10月22日、コロナ本人訴訟第1回口頭弁論が大阪地方裁判所において開催され、原告の萩原さんは、堂々と意見陳述を行いました。

被告サービスックら3名からは、訴状に対する答弁書（10月15日付け）が提出されました。

萩原さん堂々と意見陳述！

- ☆ 被告らは、社員・従業員をコロナ感染の危険にさらした！
- ☆ 被告らは、「コロナ感染拡大防止対策」としての自宅待機より労務管理を優先させ、私（原告）を必要以上に感染の危険にさらした！
- ☆ 被告サービスックは、親会社・JR東海からの天下り王国における、上意下達の体質から脱却し、汗して働く社員・従業員ファーストの社風をつくるべきだ！

原告は今後、答弁書に対する準備書面を提出し、 第2回 口頭弁論で反論する！

今後の口頭弁論を乞うご期待！

【第2回 口頭弁論期日】

日時 2021年1月14日(木) 11時30分から

場所 大阪地方裁判所 405号法廷

意見陳述は、JR東海労新幹線関西地本のホームページ『コロナ・本人訴訟』に全文掲載していますのでご覧ください。

意見陳述

2020年10月22日
令和2年(ワ)第7219号

原告 萩原光廣

第1回口頭弁論にあたり、一言申し上げます。

私は、社会的責任のある企業で、責任ある立場にある幹部が、恣意的な思惑で上意下達の労務管理を行い、社員・従業員を感染の危険にさらすことは、決してあってはならないと思います。

被告らは、国中が、全国民が、必死の思いで、あらゆる行動を自粛し、我慢しているその時に、感染拡大防止より労務管理を優先させ、私(原告)を必要以上に感染の危険にさらしました。

被告山崎副所長は「やるべきことをやっていないから、その分他の人に自宅待機してもらう」とはっきり私に言いました。しかし、自宅待機に指定されるのは、毎月発表される勤務指定表で指定された担務の者で、それを掲示で指示したのは山崎副所長本人です。

そして、自宅待機がはじまった4月 24 日からの 1 か月間は、まさにその通り、私も自宅待機に指定されました。山崎副所長が言う「やるべきこと」つまり課題を提出しても、提出しなくとも、1 か月間は自宅待機に指定されたのです。この間私は 8 日間、自宅待機に指定されました。

しかし、1 か月経った5月 25 日から、私は自宅待機者から一方的に除外されることになりました。その時の山崎副所長の言い分が「やるべきことをやっていないから、その分他の人に自宅待機してもらう」でした。

ここで、「コロナ感染拡大防止対策」としての自宅待機は、「労務管理」へと内容が一変したのです。

被告サービックにおける勤務の扱いは、杜撰極まりないものです。

そもそも被告らは、一企業の社長、所長、副所長であるにも関わらず、自らの『就業規則』を無視し、デタラメな勤務の扱いを常態化させてきました。たとえば、体調不良で電話をかけて、連絡して休んでも無断欠勤の「不参」扱い。ある時は、何の定めもない「私事欠勤」扱い。昨年、台風接近による計画運休時の「自宅待機」も、後出しジャンケンの「休業等」の扱い等々、その場しのぎの勤務処理を、何のためらいもなくやってきたのです。

そして、今回の自宅待機が「就業規則第 44 条に基づく有給休暇」であったにもかかわらず、労働組合との団体交渉では「システム変更ができたので、自宅待機になった」と意味不明な主張を繰り返しています。

就業規則の変更もなく、従業員への説明も未だ一切ない中で、制度として「新しい勤務」の新設などあり得るのでしょうか。

厳正であるべき勤務に関する被告らの意識は、このようにいい加減なもので、問題意識の微塵すらありません。

そして問題は、その勤務に関する杜撰な意識の根拠が、被告ら会社幹部がすべて JR 東海からの天下りで役職に就いており、社内において、あらゆることに異を唱えることが許されない体質にあるからです。つまり、何でも好き勝手に、やりたい放題だということです。

被告サービックは、日本経済を支えると言っても過言ではない、東海道新幹線の運行を支える重要な業務を、365 日間休むことなく行っています。当然にも、そこで働く労働者が安心して働く職場環境は絶対に必要です。とくに勤務の取り扱いは厳正でなければなりません。労働組合から指摘されて、慌てて勤務の扱いを変更するなど、その当事者能力を疑わざるを得ません。

あらためて訴えます。

会社の言うことをきかない奴は「感染しても構わない」というのは企業犯罪です。

勤務の扱いについては、その基本である就業規則を遵守するのは、企業として当たり前です。それを無視して、その時の都合に合わせて恣意的に変更するようなことがあってはなりません。

被告サービックは、公共交通機関たる東海道新幹線の運行を支える重要な業務を請け負っている自覚に立ち、親会社・JR 東海からの天下り王国における、上意下達の体質から脱却し、汗して働く社員・従業員ファーストの社風をつくるべきです。

以上、裁判所におかれましては、公正な判断をお願いします。